

吉田・エバーツ協定の一考察

——吉田清成関係文書による——

山本四郎

はじめに

本論稿は、吉田・エバーツ協定に関し、「吉田清成関係文書」(京都大学文学部博物館所蔵)にある吉田自身の書翰控を用いて、従来明らかにしえなかった吉田の感想を叙述することを目的とする。

吉田・エバーツ協定は一八七八(明治一一)年七月二十五日調印された、条約改正中の税権回復に関する協定で、改正の第一歩を印したのであるが、他の諸国との改正が成立したときに実施されるという条件で、翌七九年四月八日に批准書を交換したが、イギリスを主導国とするヨーロッパ各国の強い改正反対のため、結果的には実施をみるに至らなかったことは、周知の通である。

本協定の研究については、戦前は山本茂氏の名著『条約改正史』

にも『日本外交文書』の未刊のため僅かより触れられず、戦後も若干詳しい程度であったが、石井孝氏の『明治初期の国際関係』(一九七七年吉川弘文館)が公刊されるにおよんで、外交文書の外にも各種の史料・資料を博搜して叙述された(以下同書は△印を付し頁数を示す)。

「吉田清成関係文書」は、吉田の発信控の大型のノートが三冊あり、とくにその第二冊(整理番号三六三七)が重要である(これには頁数が記入されており、▲印を付し▲67等と記す)。なお百年以上を経ているので、一部字が薄れて読解困難の箇所がある。『日本外交文書』は「外文」と略記し、条約改正関係の第一巻(第一・二冊があり、対米関係は第二冊である。第一、二冊の通しページで頁数のみ記す)を主として利用する。

既刊書ではトリート博士の『一九二三年日米外交史』(村川

堅固訳、右文館、一九二三) がビンガムについて相当詳しく、また鹿島守之助著『日米外交史』(鹿島研究所、一九五八)が手際よく纏めているが石井前掲書が質量ともに第一とすべく、他は凡て触れない。「外文」はのち各年ごとの分に条約改正関係も入り、前出のものと多く重複するので一々出典としてあげなかった。「」は筆者の注記である。

一 交渉開始まで

吉田の対米交渉にいたるまでの経過については略記に止める。

岩倉大使帰朝後直ちに改正の研究に着手する予定が、内地の混乱でのびのびとなり、

○一八七三(明治六)年一〇月二八日着手

○同年十一月一六日寺島外務卿が各国公使と対話の際、米デロング公使改正の見込みを問い、寺島は「追々評議」と答える。

○一八七四(明治七)年二月寺島は三条太政大臣に条約改正全権委員の選任と談判着手の意見を具申し、五月一〇日条約改締書案取調局設置、その四日後改正に好意的な米ビンガム公使が、本国政府は改正を承知するとの私見を述べる。

○一八七五(明治八)年三月、寺島は条約改正の約定(一八七二年七月)より二年半を経、国内静謐の今、改正の好機であ

ると三条太政大臣に廟議決定を求める。

○同年一月寺島は税権改正を主とする方針を大政官の承認を得、各国駐在公使に交渉を命じたが、パークス英公使の反対で挫折。

○一八七六(明治九)年三月、寺島は九日に再上申し、二二日決裁、甲号は公使が任国政府と談判の際展示して差支ない事項、乙号は公使の心得迄に達するつもりもの(「外交」P 365、甲号はP 367~366、乙号はP 369~370)。

右甲・乙号は吉田駐米公使へは七六年四月二五日、その他四国公使へは半年後達せられている。甲号は四月二四日、乙号は翌二五日決定、吉田公使へ右甲・乙号に基き交渉せよと通達されるのが右の乙号決定の四月二五日である。この訓令には「程能米國々務卿へ御談有之玉成ヲ期シ候限御尽力可有之」とある。右の甲号は「海関税ノ義ニ付訓令状」とある。

右甲号は重要であるが、概要を記す。はじめに明治四年に翌年改正交渉をはじめるとの意を示したが、種々の事情でのびのびになったとし、本論に入る。現今条約は改定増補の必要が少くないが、とりわけ一八六六年新定約書に掲げる貿易章程、税関征税の二で、「苟クモ合衆国政府ニ事情ヲ吐露シテ深思熟慮セシメハ彼ニ於テモ果シテ定税ノ權ヲ我ニ復シ我

付表 五分税計算(A)と実収(B)との差 1874. 備考—輸入額の多いものとA, Bの差の多いものを抄出する
(「外文」p. 364 左付表)

	木綿糸	生金巾	赤砂糖	白砂糖	モスリン デレーム	船用綱
A	166,032	130,859	76,069	23,064	51,869	1,744
B	161,826	119,950	52,702	9,363	46,016	885

	テーホ 綿織物	木桶肌着 同設引	棹石鹼	硝子板	総 合 計
A	4,714	8,459	1,967	1,696	498,676 35
B	3,158	3,920	798	964	419,899 35

征税法ニ因テ漏税預防ノ法ヲ設ケサル可カラサル事ヲ知得スルニ至ルヘシ」とし、これは我政府の確信するところで、かくて条約重修の完成は我政府が切望するところ、現況では輸入超過し、このままでは増税せざるを得ない、かくすれば政府は外国と親好しようとしても人民が不快を感ずるであらう。

「之ヲ要スルニ我政府ハ文明各國ニ行ハル、貿易上互相ノ理ニ基キ特別ノ約書ヲ以テ之カ契約ヲ立ルヲ便利ナリト認ムルトキハ則チ奉行スヘシトノ意ナリ」。かつこの「互相ノ理」に従つて日本は輸出税を廢し、なお不十分なら一々數港を開く。また各國は「互相ノ理」に従つて、日本に対して独立國の權利たる沿海貿易の權を認めよとし、一八六六年の条約改竊が、日本側の外交未慣熟のなすところとして、ミルラル作製の五分税と実収との差の表(一部上掲付表)を付した。

右は要するに、今までの改訂事業の諸經驗を綜合してもりこんだものであり、ヨーロッパ列強が、日本の外交無智につけていかに利益をえていたかは明白であるから、寺島としても「万国の通議」「互相の理」に立てば改訂は当然としたものの、列強が容易にこれに應ずるとは考えていなかったし、それゆゑに、日本の国家財政上最も緊要な稅權の回復を第一とし、好意的なアメリカと交渉して突破口を開こうとしたのである。

乙号は、この交渉は至難であり、法律の整備には時日を要するので、友人中の実力者を頼つて政府に働きかけてほしいというもので、別の文書で雇人法律家のこと、その他を述べている。

なおヨーロッパの方は、既述のようにアメリカより約半年遅れ

て一月に交渉開始を達しているが、翌一八七七(明治一〇)年五月頃に挫折の形勢にあり、まもなく不成功に終る。(△212~213)

二 吉田の交渉開始

既述のように、吉田に交渉の訓令が出されたのが一八七六(明治九)年の四月二五日で、吉田が交渉開始を待つばかりのときにアメリカの事情は、ビンガム公使が改正は明白とするのに対し(二月一九日付本國宛電報にも)、國務長官フィッシュは必ずしも賛同せず、その理由は、予想される利益が少なくかつ不確実、その上アメリカが単独で条約を結ぶと、アメリカは他國以上に輸入品に課税されるおそれがある、というにあった。そのほかアメリカが有利な条件を得ても最惠国待遇でヨーロッパもその利に浴するのではないか、かつヨーロッパとの協力を放棄するわけにはいかぬと述べた(三月九日)。ビンガムはそれに反論するが(五月八日)、詳細は略する(△214~216)。ともかく兩人の考えは一致せず、これがのちの交渉にも現われる。

吉田がフィッシュに面会したのは、訓令をうけてから四〇日後の六月四日のことである。このときフィッシュは二つの質問をし、自分の意見を言わなかった。二つの質問とは、(1)アメリカに対し廃税するなら、日本にいるアメリカ人以外の外人が日本商品をア

メリカに送るのも廃税とするか、(2)アメリカ人が日本物品を他國に輸出する場合は廃税か、というにあった。本省の訓令がそのまま触れていなかったもので、吉田もとまどつたらしい。さらに吉田自身も、二つの疑問をもった。(3)米國人が他國の物品を日本に輸入する場合の課税、(4)外國人が米國の物品を日本に輸入する場合の課税、である。以上四点を六月一二日付で本國に請訓、二二日の分はさらに詳述されている。本省は六月二三日に回訓する。(1)(2)米國人が米國に輸出するときのみ廃税、(3)課税する、(4)防ぐ方法を考える、というものである。

吉田は右に付加えている。談判を進めると、種々疑問点が出てくる。条約が各國一斉に成功するならば、これらの疑義もよほど消滅する。しかし一斉成功は容易でないだろうし、また「一港或は数港を新に開く」という点も、二港なり三港なり決定し、港名も付してほしい、と。このなかで六月一五日にも國務卿に会い、諸計数表につき質問をうけ、答えておいた、と述べる(「外文」P 414~416、△はP 217に略記)。

それに対して寺島は電報で回訓する(「外文」P 417、全文△P 217引用)。要するに吉田はアメリカと単独で交渉を進めようとし、寺島外務卿は各國との合意を成立させようとする。この寺島の態度は石井氏も指摘するように、吉田ともビンガムとも異なるので

ある。この電文は片仮名と一部英語も混るもので、漢字になおすと、冒頭「税則論は唯アメリカのみならず、全条約国凡てに談判するのである」とあり、「アメリカばかりの事なら答うるに及ばず」と述べている。これを詳細に述べたのが「吉田公使へ別信第七号」で、「六月廿三日附四日出」とあり、「四日」が廿四日の略

か七月四日かよくわからない。吉田の「別信第六号」（六月二九日、「外文」p 417~419）によると、二八日に別紙写（これが「外文」の注では、見当たらないが、さきの片仮名英単語交りのもの参照とあり）をうけとったとあるから、さきの電報を吉田はようやく二八日に受取っている。これを詳述したもの（前出、p 217、二〇五号）については石井氏は触れていないが、ともかくも、吉田がさきに、各国と一斉に成功するのは容易でない、と述べているのに対し、寺島は案外簡単に考え、吉田に、アメリカと単独で交渉をすすめるのではないのだ、と、まるで叱責するとき文面である。寺島は一体イギリスの強硬な態度を、どう理解していたのであろうか。

ともかくも、吉田は電報を受取った翌日フィッシュと面会した。その報告が前出「別信第六号」である。その内容の詳細は略するが（△p 218）、要は日本が輸出税を廃止し新たに諸港を開くというも、最惠国待遇もあり、アメリカの利益になる保証はない、とい

うのである。吉田は、アメリカの不利にならぬようにする、と説くのであるが、ビンガムとフィッシュとは意見が異なるのである。兩人ともに「万国の通議」「互相の理」に基き、最初に日本と改正条約を結ぶのは名譽とするが、ビンガムは、だからやれ、であり、フィッシュは、アメリカの利益となるか、を考える。

吉田としては最初の壁にぶつかかる。しかも寺島はアメリカ単独でないという。そこで吉田は、各国と交渉して過半数が同意すれば一挙に改正を強行してはという。

つぎに「外文」に、七月七日付において吉田の寺島宛のものがあり、「明治九年七月七日付来 無号 私信ノ体裁ニテ来ル」の註記がある。「七月七日付来」が、吉田が七月七日付で出したという意味ならば、本省に着いたのはかなり後である。はじめに「附記」として「米國ニ於テハ稅權回復交渉ノ好機會ナル旨報告ノ件」とあり、外務卿宛吉田公使の次に「各國ヲシテ同時ニ我發題ニ同意セシムルハ行ハレ難クニ付先ツ同意スル所ノ國ノミヲ相手ニ取り各國異別々ニ改約ヲ遂クルノ手段有之間敷云々」とある。これには更に「日附詳カナラサル」に付便宜上ここに記した。「附記 於ペンシルワニア州ブリッチボルト邑」とあるのがある。ともに長文である（「外文」p 419~423、423~424、△に引用せず）。前者の内容は表題のごとく、各国協同するのでなければ実効は

ないが、それはむつかしく、一國づつ交渉して同意したところから改定するよりないとする。しかも國務卿の前の言のような懸念がある。吉田としても迷わざるを得ない。

後者は、現政府は来年三月一日に代る、だから多少の批評をうけても改正に應ずるだろうし、現大統領・國務卿は日本に好意的である、次期大統領は世論を恐れ、國務卿子定者はイギリス風、ビンガム公使も交代らしく、従って今こそ改正を実現する好機であり、米一國でも早く目的を達成すべきだとする。これには吉田の功名心もあろうし、次期政権への主観的判断もあろう。

右は田中内務大丞〔不二鷹〕の本國帰朝に托したもので（田中は八月九日帰朝）、次に九月七日付寺島外務卿宛の「別信八号」〔外文〕P 423、425、△P 219、220）も長文であるが、趣旨は右の田中に托したものと変らない。同時に吉田は日米条約案を送った。これは吉田の註記があつて、「本文匆卒に翻訳為致候付」とあるから、アメリカの提示ととるべきようにみえる〔外文〕P 425、427）。石井氏は単に「日米条約案をも同封した」と述べる。もつともこれには、花房義質出航機が迫ったから草卒に立案したところから、アメリカの提案を翻訳した上で吉田が立案したと解すべきであろう。そして半月後修正したもの〔外文〕九月二一日、No 239（P 427）が添書で、修正条約は「外文」No 210、P 428、429）を

全文引用し（△P 220、221）、その要旨を(1)日本が関税自主権をもつ宣言（第一条）、(2)その代償に新開港場を開く（第四条）とあるが、輸出税の廃止はなく、兩國政府がその輸出入品に差別関税を課さない、とすると述べている。

右に対する本國政府の回訓は一月一〇日である〔外文〕No 211 P 419、420、△P 221）。その内容は多岐にわたるが、要は右の案でアメリカがどうするか試みてみよ、というにある。

三 吉田の感想——一九七六年

以上の時期の吉田の感想を書翰控より見てみよう。吉田がフィッシュと交渉開始したのは六月四日で、九月以前は右改正に関して触れた私信はない。九月二二日に岳父志村智常にあてた手翰（▲73、86）でも、来年は公使館を移転するとか、この頃は徒然であるとか、日常的なことが多いが、同日付で大隈に宛てたもの（▲87、88）のなかに、左のように見える。

定約改締之儀に付先便花房え托し申立置候次第も有之、猶今般増加いたし度ヶ条も有之、送致致置候間、盟兄方におひて充分之御尽力有之、可相成は愈々着手相成候様冀望之至に御坐候。貿易上之不平均従前三四年之ことく、今五ヶ年も打続候様に而は、國計上パンクラプトシー之憂遠に有之ましく、

苦慮之至に不堪候。○輸出税は成丈迅速御廃止相成候様致度候

その翌日の九月二三日松方正義に宛てた書翰（▲89～92）のなかには左の如く述べる。

海関稅權挽回之儀に付、条約草案取調先便花房大丞へ托し差立候間、自ら御覽可被下と存候。何卒此一挙は盟台方之所にて能く御尽力不被下候ては難運候間、大久保大隈先生杯とも篤御商議被下度候。今便も又々増補之案差立候間、是亦外務卿え御内談之上御一覽被下候様相願候。返すくも輸出稅廃止之儀は、御参考御同意被下候様伏而奉合掌候。是は全く談判上之助に相成可申のみならず、一日遅延すれば一日之損失と相成候儀は、愚子等確認する所に御坐候

ついで井上馨の悪口（大隈宛前便には「井上氏」とあるが、ここでは「清盛入道」と書き、井上が来て一週間ばかり公使館に泊り、彼は目下衆望なく、他人に出来るだけ外遊を勧め國庫を欠乏に導こうとしている「実に可恐姦策」云々）を述べてあり、文末「火中々々」とある。

同じ九月二三日、当時外務省の大輔であった岐島尚信にあてた書翰（▲93～96）中にいう。

先便花房大丞歸朝候時、条約改編之儀に付愚案申進置候処、

疾相違御一見被下候事と拝察候。尚今便は爾後之増案をも相加へ差出候間、篤と御評議有之候様いたし度候。右は満足のものにも無之、一と通り其大綱を掲げ見候のみにて、盟兄方之檢正を仰度候。海関稅則制定之權は兎に角に我政府にて設る所之罰法を領事裁判所え施行する哉否は全認無之候。若彼にて不諾時は、乍遺憾合衆國にて□□施行する時の *custom* [Law] 中の罰則法を以てすへし之章を約候〔四、五字不明〕従前海関運上に関し刑罰上より生ずる科銀等は、尽く我政府へ収め来り候位之事にも有之、傍連上規則中之罰則に限り、彼におひても案外異論を主張せざるかも難計候。何分本省におひて厚く御思議有之候様冀望之至候。未申以來今日に至る（明治四、五年）まで、貿易之不平均累々猶本年も恐くは昨年之形況と大同小異なるべし。金幣其他金等之濫出も他ならず、皆通商上之不平均を失候と察せり。平均を保たしめん法を施さんとすも、江戸コンウエンション其他類似之約束書に束縛され、如何ともする事能はず、突に危急之極と可謂候。今五ヶ年も従前之狀況相続き候時は、吾國計も□□之分□□□□□□べし。庶堂之諸君切に此に尽力せざるべからざるの秋也。

以上、条約重修に触れた書翰がこの時期に三通あることは、吉田が条約案を作つてホツとした点もあろう。かつ三人三様で、大

限には大体を、松方にはやや詳しく述べ、両者に共通するところは輸出税の廃止と、自分の案をたたき台として十分協議を尽くしたいことで、次の鯨島とも合せて速成が希望されている。鯨島に対しては実務的で詳細に述べる。

さて、前述のように、九月二三日より年末まで、十一月一日〔No.211〕以外に外交文書には文書がない。ところが吉田の鯨島にあてた年末まで三通の書翰のうち二通がこれに触れている。まず一〇月七日（▲106〜107）のものを示す。冒頭挨拶もなく左のとおりはじまる。

於華府公使館 十月七日

先便差立置候公信私書共、既に御閣被下候事と存候。条約重修之件は篤く御評議被下候様希望之至に候。〔下略〕

ただこれのみで大了したことはない。次の鯨島宛一〇月二三日には触れていない。

十一月二日付志村智常宛のもの（▲119）は一九日女子出産の喜びと大統領選（「両党互に相競争最中」云々）で、これはこの頃（月日なし）大久保利道に宛てた書翰（▲120〜122）でも触れている。

鯨島への十一月二〇日付書翰（▲123〜125）中には左のごとく記している。

○条約改修之儀に付而も、其後之御評議如何相運候哉。是亦逐一御示論相願候。該件に付大久保先生云々申送置候間、自然老台下とも相談可有之と存候間、其節は充分御尽被下度、兼而相願置候。

つまり本省の評議の模様を知らせてほしいというのである。この頃は一〇月二四日神風連の乱、同二六日秋月の乱、同二八日萩の乱が起っており、おそらく政府も多忙であったと思われる。

これ以後も吉田は大統領更迭までフィッシュと数回面会あるいは書翰で交渉しているが、これは寺島外務卿の指示を実行したまでであって、あと数週間で大統領が更迭するとすれば、大して効果のないものであった（△P.223〜224）。またビンガムもフィッシュの消極的態度に憐らぬものがあつた。要するにフィッシュは改訂がアメリカの不利にならぬかに固執し、ビンガムは日本政府を信頼し、改正の先鞭をつけた人道上の名誉をも尊重する。

四 エバーツの登場

アメリカでは一八七七（明治一〇）年三月五日に大統領はグラント將軍からハイエスに代り、ついで國務長官もエバーツに代った。このとき吉田は三月六日付で全権附与を稟請している（「外文」No.216、P.440）。エバーツの懸念も前任者同様であるが、改正

に前向きにとりくもうとし、そのためには条約改正案が必要であると述べた(△P 227~228)。

吉田がエバーツに会ったのは六月七日のことである。そして六月九日に条約案提示について請訓し(「外文」No. 219、P. 442)、六月一日付の別信二三号で第一案、第二案を提議するとともに、再度全権附与を求めた(No. 220、P. 442~444、「七月二三日着」とあり。△P 228)。

ついで吉田は、エバーツが近く避暑に行く予定で、本国からなお案が到着しないので、六月三日にエバーツに会って改正私案を示した(「外文」No. 222と附属書、P. 444~446、△P 229~230にも私案全文引用)。吉田の感触では、輸出税の廃止を望むようであったという。

× × ×

一八七七年に入って、吉田の書翰控は、三月二四日付(▲140)で公使館移転のことを志村に報じた以外、対米交渉関係は一〇月までなく、西南戦争に關するものが多い。もっとも寺島外務卿宛のものは、すべて「外文」に収められている(別信一~五号)。

一八七七(明治一〇)年七月以降について簡単に触れておく。

六月中旬寺島外務卿は中野駐仏代理公使よりの報で、英仏が談判に應じそうにない情勢を承知し、七月一日に吉田に対し、米國

と卒先結約すべきこと、実施は各国と協同の上なることを訓令した(「外文」No. 223、P. 447、△P 232)。ついで寺島は吉田に対する訓条付与を七月二日岩倉右大臣に提出し(「外文」No. 224、P. 447~449)、その決裁を経て八月一日吉田に訓令を發した(「外文」No. 225、P. 449~451、△はNo. 224の附属書(「訓状案」とNo. 225の添状の要點引用、P. 232~235)。その概要は、ビンガムがヨーロッパに顧慮せず日米間に条約を結ぶこと(この点は既述のように米國務卿は賛成でなかった)という方針からはずれ、やはり英仏の動向も注意し、日本が単独で日米間に締約すると英仏の疾視を招き圧力が加わる、とした点である。

吉田は八月二〇日に寺島に、エバーツが輸出税廃止を希望しているらしいのでどうするか請訓したもので、右八月一日付に對するものは一〇月一日付(「外文」No. 227、P. 452~455)である(△はP. 234~236)。ここで吉田は、さきに提出した第一~三案のうち、寺島が第一案を基礎としたのに対し、第一案による交渉が首尾よくいかぬ場合の処置(つまり第二、三案)について述べられていないと指摘した(寺島は、その節は熟考して答えるという)。

五 吉田の感想——一八七七年六~十一月

吉田の書翰控には、既述の二月一九日の「外文」No. 215と、ついで

でNo 216があり、そのつぎに六月に四点ある。そのうちまず六月二五日よりエバーツと初会見の二二日後に鯨島尚信にあてたもの(▲P 263~265)に、今まで大小となく私信を差立てているが返信なく、多忙の事と遠察する、遠慮なくお知らせ頂きたいとして、左のとおり述べている。

○本月初旬電報を以「外文」九日付No 219を指すか、内容は米より条約案を示してほしいといつて来たので、客歳上申の案を示してよいか、まずアメリカと締結の談判を開始してよいかなどを請訓」改正一件に付伺置候儀有之候処、于今御指揮を得不得、多分御評議中かと奉存候。何卒伺之通相運候様いたし度冀望之至に御坐候。尤本件は一大重件、須臾も因循に流れ延滞せしむべきに非るは瞭然に候故、好機を失せざる亦至要なりと信用いたし候故、精々驢力を尽し、再三思慮に涉候上、愚存之趣既に数度致別信、私信等を以懇請致置、且つ当方之情実等も可及力丈は詳細申進置候事に有之、殊には先前之訓条而已に而は、玉成之見認難相立、我政府之大目的を速に得んとなれば(成否は確然見定かたく候得共、到底訓条之権利を増加し玉はん事と冀望せし事に有之候処、採用無之のみならず、却而本年三月廿九日付別信第六号「外文」No 217、P 41)を以「結局六十五年江戸約書所載之税目を廢、

稅權收復候迄の大眼目を遠度迄には、矢張以前之訓条にて充分と存候間、左様御承知、此迄追々申進候処に基き御取計可有之」云々之御下知を領し候位に候得は、小生の愚見は何れも御信用無之候より、如此隔靴制肘之情勢に立至り候事と存候。今試に我と彼と地位を換へ、思慮に涉らん、若彼我発題に均(カ)ぎものを我に為し、而して云はん、「日本政府は他の我が国条約各国何々々々々の意を以締約候節は御同意被下哉、何卒一書を以宜布御回答被下度云々」と請求候時は、日本政府は是に答るに漠然未来之約束を快然と為すへきや否や、我れ之を知らず、最後に前國務卿フキン氏之答る所は理之当然と深く相信候。然処右迄に不為至前きに締結之相談に涉候得は、好都合に運ひたるならんと于今相信居候。○今般内々拙者之見込而已(マ)のみなる旨を以改約草案を差出置候。是は彼より請求せしに依るなり。彼れ改約の意なき時は、到底談判上にて而察知可被致、且又草案を□□候程には至るましく候。右を以彼は先後御賢察可被下候。草按は先般差進置候分とも少々異り、全く訓条其他御指揮之趣旨に悖らざるやう注意いたし候儀に有之候。つまり右に而は彼れ不同意なるへく被察候。草按写差進候間、御一閱尚御削正相願度候。○本条約と一物たらしむるものは他ならず、後來改正之時に至り、若裁判の

権を挽回し得ざるやうならば、一時条約なしに帰せしめ、之に因て目的を達せんとす。○他各国此約定に均きものを、

日本政府と取結候後実施せんとは、即ち近時御指揮の意を拡充したるなり。○貨幣の事を加入したるは大ひに目的ある事なり。贅言を不要事と存候。○湊は少くも二ヶ所位の御を与ふるに非れば、或は好結果を得かたし。此湊も大率ね御決定いたし、通知願度候〔以下全く消えて読めず〕

鮫島尚信は吉田と同年同月の生れ(弘化二年三月)、またともに幕末イギリスに留学した仲間、遠慮のない仲で、吉田の当時の心情がよく現われている。吉田が条約改訂に心血をそそいでいたことがよくわかり、ビンガムの猪突とフィッシュの慎重論、フィッシュの後任エバーツの考えもまだよく把握できぬ段階のもので、本國政府もまだ外交に不馴れ、とくに英仏が強硬に改正に反対しているなかで、これをどう処理するか、とくに西南戦争中とあって吉田の請訓に対してもとかく返信が遅れがち、外交官としても有能な吉田にとっては、もどかしい限りであったようである。右書翰の内容は翌六月二六日のアメリカに差出した条約私案(「外文」№222)についてであり、貨幣は第五条に、開港場は第四条にある。

吉田は翌二五日松方にも一書を致している(▲P 265~268)。こ

れは原文が消えかかった箇所が多く(……で示す)、鮫島に対するほど詳細でない。

○条約改正之一儀に付て本省の御……之通にて于今拙見も不相立……御座候……儀に付、……相成度……先般よりも同所……置候次第も可有之候処、他の御用御繁多に相見へ……も不相立……(二行半分)……可相成事に候得は吉田二郎を御呼

寄せ、当方之情実且つ持論^(九)馳見の程共御聞取被下度候。○大久保先生始大隈士などに篤く御吟味被成下度、偏奉合掌候。

〔中略〕別番一括は該件に付申立置候別信の品々有之、是を御熟聞被下、内密大久保先生へも御立論被下候得は多幸に存候。つまり外務丈の論に而は何事も断然たる事出来不申、夫故逸々騰写致させ貴聞に供候次第に御坐候。併是は極内密之事御坐候間、鮫島辺なりへ御洩被下候而は込り申候。肝要之処丈は大久保先生えは御咄被下度候。閱後に御異見も有之候得は、不取敢早々御申越被下度候(下略)

前半は恐らく鮫島宛と同趣旨の内容であろう。また吉田が尊敬する大久保利通にもぜひ一見してほしかったようで、外務省だけでは断然たる措置をとりがたいと見ていた。これを内密としたのは、寺島と同藩の間柄であるのに、何か理由があったのであろう。

次に七〜九月の出翰はなく、一〇月三日鮫島(▲P 282~285)、一

一月二三日松方宛 (P ▲ 304 ~ 307) と前同様である。

今便別信 (一〇月一日付別信第十六号、「外文」No. 227、P. 452 以下) を以重脩一条逐一及上申置候付、尚篤と御評議被下度候。速至急等之字を用ひ候儀は他ならず、御承知通当国に而は夏日には用向不涉、議院開院中には旅宿も殊に繁多故、随意に事を運び候儀も有之出来かね、日復一日と遅緩之勢有之候に付、其機会を不失様不致候而、一ヶ年位経過之儀は実に管中のことくに候間、続々速等の字を用御催促申上候事に御坐候。本省之御繁多も旁御推察申居候。オン・リーゾナブルに御促し候訳に無之候間、可然御了承有之度候。開港の地は孰に被成候つもりに候哉。是は真先之に尋問に預る条に付、早目に為御知被下度候。迎も一港に而はインデュースメントの手術に乏哉と存候。若我発談之通同意之時は、二港位相開き度方適策なるべしと存候。御賢慮之程も御通知被下度候。

第二策の方は余り不面白候。併卓越之体力相据居候得は格別之事に候。拙者見込にては、他各国より理を以我を伏帰せしめ、彼等は開港せざるを得ざる勢に立至り候訳は有之ましくとは存候得共、尚本省之御意見孰れに帰候哉、此儀は肝要之事に付、御示被下度、偏に致冀望候。尤先般よりも都度々々御見込之程相伺置候得共、毎も御繁多に相見得、御指示之

願々欲せしよりも詳ならざる様に被存候間、御注意被下候得は望外之至に御坐候。

國務卿も昨今在府之昨夜何地へ可旅行之報相聞候。長之事には有之ましくと被存候。当季は極好機期に候間、一日も早目に御電報を得、直に開談の手續に至り候様希望いたし居候 (下略)

右には「続々」「速」の字を多く用いたとあるが、No. 227にはそのような跡がない。開港場の件は附属書の第二策の最初にある。つぎに松方宛一月二三日のものは、昨日北京号がサンフランシスコに着き、新聞紙上に日清の略報があったことを述べて、

其内に可然之一事相見得候。即外国交際上に関し近時非常の騒状あり、日本政府より各国公使へ一般改約之儀申入、談判最中云々と有之、果而此報の如んは、先般より多少の企促ありたる訳に厖決相成候事と被察候。右に付而は賢弊方偏に御尽力被下候事は不俟言候。是非此際取切て、連々談判を遂、吾冀望之如く征稅權理丈なり共遂に挽回致度神願之至に御坐候。就而は申上候までも無之儀に候へ共、先般差出置候書類密に御熟読、時々御討論被下候様、重而御願申上置候。乍不及在朝なれば今少しは尽力之任様も可有之候得共、如何せん万里を隔ており、雁章之外更に可寄手術無之、如何文章等を

以討論候共、主意之徹底さする亦尠少にあらざるは慎歎(九)此事に御坐候。御憐察可被下候。就而は来春御用都合により、一応帰朝相候候つもりに候得共、若無夫に重脩之件速に相運候様なれば、強而帰朝を冀望いたし候儀も無之候間、右新報を一見候而は次信を屈指相待居候事に御坐候。昨日も国務總裁と此談判之為余程好都合に有之候。今は御親書到来を相待候のみに御坐候。(中略)

重脩一件に付而は、大久保先生へも数次御相談被下候事と奉存候。甲東先生別に意見も可有之と存候。是も可成は早々御洩被下度奉頼候(下略)。

右書翰も前翰と共通する点があり、本省の判断と訓令が適時適切でない。是非とも改正の突破口を開こうとする吉田は松方に、さらに松方を通じて大久保に動いてほしいようである。自分が内地におれば、という吉田にはそれだけの自信もあつたのであろう。

六 交渉妥結へ

ここでアメリカ側の情勢につき、石井氏のアメリカ側史料援用に触れておきたい。六件ある。(1)七月二十七日付はビンガムがエバーツに日本の入超と正貨流通、西南戦争の戦費で財政が破綻状態にあることを述べると、エバーツが日本の税権回復を認める方向

に傾いたこと、(2)九月六日付は、ビンガムがエバーツの右意図の訓令をうけて動き出したこと、(3)九月二十七日付は、ビンガムが鮫島尚信と協議し、日米の貿易をさかんにし、イギリスを圧迫しようとした、(4)一〇月一日付、英米の腹のさぐりあい、(5)一〇月一九日付は英系新聞への攻撃、(6)二月三十一日付も同上である(△P 237~242)。

× × ×

吉田は十一月一七日付の交渉方針訓令を受取り〔外文〕No 229・P 456) 年末二回(十一月二日、十二月六日)エバーツに会ったが、議会のため多忙などの理由で会談に至らなかった〔外文〕、No 230、P 457)。本格的会談は翌一八七八年一月一七日であった。重点は開港場の数、輸出税の廃止(吉田は訓令に基き同意)、などであった〔外文〕No 235、P 460~463、△P 243)。吉田は「目今の様子にては万端好都合」と報じ、以後引続き交渉を進捗させることを報告した。

一月二三日第二回会談、下ノ関条約問題が出た〔外文〕No 237、P 463)。

二月二一日第三回会談で両者修正案を協議した〔外文〕No 240、P 465~467と付属書(英文)、△P 244~246)。その後交渉は順調にすすんで、五月二十六日には第二・六条を除いて合意が成立した。

この間、吉田の寺島宛報告は「外文」に別信第六号(三月二二日、No. 250、p. 476~477)、同第九号(四月二〇日、No. 254、p. 480~481)、同第十三号(五月二二日、No. 255、p. 481~483)がある。

別に四月六日付寺島宛私信がある(▲343~344)。

陳重脩之件、是迄追々公信申進候通漸相運、大抵は協同相成、御委任状差達之上は結局之談判を遂げ、十に八九は御見込通之結約に可至と存候。幸に結約候上は、御用閑に相成と存候付、帰朝之儀別信を以相伺候。今般は御許可相成候様致度条、可然御添力被下度候(下略―帰朝間代理のこと)

前述の所では略したが、吉田が全権委任状下付を申請したのが三月一日、二二日勅裁、二二日送付される「外文」No. 241・249・252。帰朝願は前年の二月二三日で(同前No. 231)、その後交渉が順調にいったので滞米した。右の書翰で「十中八九」は成功とみた吉田の喜びが読取れ、この頃の諸家への書翰にもそれが述べられている。

○四月六日吉田二郎(外務省権大書記)宛(▲345)

陳は是迄追々別信を以御迄申進置候通、重脩一件も先つ可也に協議の都合と相成、指揮中之九步通迄は遣り付乎に存候。不日委任状到達之上は、尚談判を遂げ候上結約之都合と可相成と存候(下略―帰朝願の件、代理を依頼の件)。

○四月二二日鮫島尚信宛(▲364)

重脩一件に付而は此中より精々御尽力被下候より、当方におひても此頃は七八步通まで遣り付候方に有之、今形の景況に而は好結果之時も或は遠きにあらざるべしと想像致候得共、当政府近來四方に敵を請、國務卿は本務は次にし、ニポリデーク(私に法律上に關係もあり)之為に余暇なしと相見得、先の主任と違ひ万事運歩の遅き方なれば(近時は不平を唱ふる公使等多く有之候由に相見得候)急に成績を見ることは難期候。英國務卿交代に付而は我か御望に対しては都合宜布、既に夫々御着手之云々大幸之至に奉存候。尚此上御尽力冀望に堪す候。仏国之気合は如何候哉。時々御通被下候得は、談判之節幾分の舍に相成候間、御洩示可被下候。

先便(即三月廿二日付に本月十八日辭)と全権書到達、尚庶議之程も詳悉申来り、至極之都合に有之候。是まで幾分可相楽と主意之結合せざる所も有之候哉と存候得共、今は格別之異点も無之事に被存候。愚案には可成は英仏之義も其主任の重官と談判を遂ざれば、到底充分之目途難果と存候。彼の傲慢無礼、交際之礼讓をも不守、名のみ公使等と開談候とも、整頓之程無寬束、若成るも遅々、且つ玉成之程難信候。如何御見込に候哉。其辺御(腹藏)服職なく御吐露被下度候。独逸之方定而都合可被宜と被察候得共、英は難物と存候。上野氏之辛勞実に致想像候。仏は其

次ならん。併是は貴兄見る所あるべく、然は成るに近し。露の形勢は如何に候や。重脩一件に付て、榎本氏より伝聞せし事なし。是も時々御洩示被下度奉頼候。

昨年五月頃、米公使ビムカム氏より此政府へ遣たる書中、貴兄同人え御尋問のその前、同人即答之次第等巨細に掲たる文なり。即ち七年米国外交文章中にあり。右 Naturalization の件なり。

右之御尋問起る所以は、自ら有之候事と致推察候。御賢慮之程御通知被下度、成丈詳悉之御報相願度候（下略）

やや長くなつたが、全權委任状が四月一八日に吉田の手許に着いたことを報じている。尤も「外文」にもあり（No. 254）、これが吉田の交渉を円滑にしたことは当然である。エバーツがこの頃政治上の理由で多忙だったらしい。またヨーロッパの改正交渉についても若干触れている。上野は景範、吉田の一年先輩の薩摩人である。前年五月頃のビンガムの行動にふれているのも注目をひく。吉田はアメリカの外交文書を調べていたらしい。既述の石井氏引用のものではビンガムが鯨島（当時大輔）を訪れて貿易のことを論じたのは九月で、それ以前からの交渉の件であろう。

吉田の出発控は、交渉の見通しが一段落してホッとしたのか、四月七通、五月八通、六月一〇通と非常に多い。尤もこの五月一

四日に、政府の柱石であったことは勿論、吉田にとつても最も尊敬した大久保利通が四九歳を以て凶刃に倒れたことは吉田に深い衝撃を与え、これより以後の出翰に吉田の衷情を読みとることが出来る。これは省略して次に移る。

○五月二三日大隈重信宛（▲398）

野生も春來発途之願意有之候処、改締之儀于今結局に至、終々今日迄駐米仕候。該件も八分目迄はやり付候やう愚考仕候間。終に成るものなれば数月を不出して奏功之様可有之と存居申候。尚此上内場之御庶議は宜布御揖取偏に奉頼候（下略）

○五月二二日吉田二郎宛（▲402）

改正之一義は追々抄取候得共、兎角本使之知見なきを免れず、事遅々するの憂あるのみならず、殊に当方のアドミニストレーションも巖石の堅きを保たず、内外懸念不渺、何卒税權挽回之一点丈は不日にして目途を達得候様有之度、握汗切なる之至に候。是も何分一大事件、中々彼れにおひて速成を不好候乎に而、日復一日と遅延されるのみは入り、本省此件評議之節は何れ貴兄も御関係之事と致推察候付、当方之形勢は御委承之事も有之候得は、左右之忌憚を不意御弁論を有之候筈とは奉存候得共、尚御添心被下度冀望仕候（下略）

これには吉田自身の交渉が物堅いという反省があり、またアメリカがわざと遷延を計っているように解している。なお吉田二郎に本省における評議に尽力を望んでいる。

六月に入つて七日、吉田は寺島外務卿に宛て二回公信を出している〔外文〕No. 260、262)。その同じ日に吉田は左の私信を出した。

○六月七日寺島宛 (▲406)。

極親展

重脩一条に付而是迄追々親展別信外電信等を以御通知申上候付、夫々御詳悉相成候事と奉存候、此に相省き申候。儲下ノ関償金返却一件に付、職外隠然周旋可致旨十年十二月廿二日付別信に而御指揮之旨趣を領し、極隠然尽力致居候様之処、去月七日迄之結果は別信第十二号を以申進候通に有之候処、

其後不日にして上議院の方は委員より該院へ報告之奉に及候得共、是迄は投票之儀に至り兼候。下院におひても昨日委員より該院へ報告に及候。就而は上下院委員の間利足を返却するかの否の一点に關し異見即上院は利足を不付下院は五朱の利足を付しては返却すべし云々あるのみに付、此金額の正しく日本政府に属すべき物たるの主眼におひては、更に異論ある事なし。然るに当国会も本月十七日閉院の筈なれば、余日も無之相成候付、尚精々注意可相成は、此会中に好結果を占候様尽力可仕候。此儀に付而は前森有礼弁理公

使在職中博士ヘンリー氏之手を經、議院へ發議相成候以來引続此事に従事尽力せし人数多有之、其中当館雇ランマン氏其他一兩名隠然援財の儀有之候得共、逐一難尺筆紙、いつれ追々帰朝の命を得、御面晤之節親敷上陳可致心得に御坐候。此件冀望之如之結果に御坐候節は、夫々才力を尽し、或は散財を不恐尽力候者候へは相對申、御報酬可有之候儀は、深く致信用候へ共、是亦今より粗相認置候儀に可有之候。右辺之処も委細は御面談にあらされは、所謂情実徹底せざる憂不尠に付、此に贅言を相省き申候。該件は實に國家成否の所関、独り此金額に不止、各國交際上の例規に涉り非常の大事件たるは言を俟す故、下官職掌に取り該事件上に付、當國議官等へ對し直接に相促候儀は、後日之禍害不可測候間、右は彼より相促候節は格別に候。拙者自己の意思として相答候儀は有之候得共、左なくは未た一度も直接にせし事等更に無之候間、右辺は更に御安神有之度候。右不取敢申上置度(下略)

の一端を示すものとして掲げておく。

○六月七日伊藤博文宛 (▲408)

下官担当重脩一件も大抵は整頓九步通迄はやり付候哉に存候。今一步之処中々随意に参兼、苦慮罷在候処、今日之電報

に而は、不日にしては一と通り之もの一応調印之儀に可至と
愚存罷在候。是は先以今日之一步に而、何れ全体重脩之時に
臨み、老台等之御尽力に而邦家之御威名相輝き候様之改正を
怙し候外無之候（下略……下関償金の件、委細寺島宛報云々、
本件ソルマン尽力等）。

○七月六日得能良介（印刷局長）宛（▲415）

○条約重脩一件も大抵九歩通迄はやり付候間、調印之期も
或は遠きに有之ましくと存候。此際整頓候へは稅權挽回之初
歩にて、追々他国も同意をさるへからざる之勢に至るべし、
先づ御同慶之事に御坐候。乍併談判之諸件たるや、キツカリ
其結局に至らざれば放言難仕候。下ノ関償金返却一件も自今
上下院に而評議最中、是も今回決議相成可申と被察候。折角
隠然尽力仕居候事に御坐候。右二件極内密申上置候（下略）。

○七月六日付本田晋宛（▲420）

○重脩一件漸相運ひ候得は、数月ならずして或は奏績之儀
も可有之候と存候。左様に候得は御同慶之事（下略）

○日不詳（六月か）松方正義宛（▲P 422 ~ 425）

重脩一件に付而は是迄努力を尽候得は、該件の質分と云、
殊には前の國務卿英國質の人故何分抄取かね、漸近日に至り
稍々年来御同様之冀望。一点を占得べき乎之見認相立候趣、此
（外にもあれとも）

機を不弛是非目的を得候様いたし度、一杯之尽力罷在候事に
御坐候。併国会も当十七日閉院之筈なれば、國務卿も彼是多
端故、日復一日と遅延候得共、一方此迄には調印之都合に遣
り付度候得共、諸談判事之結果は前以其必成を期かたき次第
に有之候。旁辛配最中に御坐候。尚成就候上は尺電信にて申
（校島贈号）
進候様可仕候。○下ノ関償金返却一件も此節上下院に而議事

最中、是も八分通迄は此会決議可相成と被察候得共、是亦未
來之事故言難仕候。隠然尽力仕置候得共、此件たる頗る重件、
独金額に不止、万国交際例規之一点を新に布事と認候も、或
は誤謬にあらざる程之事故、上下院員などへは直接にする事
能す、殆困究仕事も教々有之、御遠察可被下候。……：仏英
之方に敵上両先生の尽力にて好結果を占候様万冀之至御坐候
（下略）

当時松方は在仏、吉田の尊敬する先輩であり、前の國務卿フィ
ッシュが親英派だけに、やりにくかった内情を披瀝している。

× × ×

これ以後七月二五日調印までの詳細は略するが（△P 248 ~ 251）、
吉田が五月二二日付で寺島に対し「〔外文〕 No. 255」、「瑣事の爲めに
我主眼なる稅權挽回の機を失するの患なきに非ず」と大乗的見
地から譲歩し得べきものは譲歩するよう求め、また六月二七日の

交渉でも米は譲歩の色なく「全体の儀も之がために阻避せられ、殆んど破談に至らん」とした。そこで吉田は相当譲歩して、この日を以て交渉の懸案は凡て解決した（但しこの報告「別信第十七号」は七月二日発、八月一〇日本省着）。この日寺島宛私信は左の通り（▲445）。

此内別信を以税権挽回之儀結論に至候者……（帰朝願）……今便公別信十六号を以粗申進候通、引続き談判上好都合に候得者、何分國務卿常に内外多忙、殊には国会閉院等之拳にて一層繁務を加へ、兎角遅延勝にて、今日迄も結局不至は頗る遺憾に候得共、又不得止候。彼若言を喰に非されは、極暑に不至内調印相済可申と存候。左様御了知可被下候（下略）
改正に関する分は短いが、以下吉田二郎を代理として派遣する予定等について述べており、大綱が纏ってホツとしたという処である。追書に下ノ関償金は今回は不成功とある。

○六月二十七日五代才助宛（▲449）

○郵官担当税権挽回談判も九歩通迄に遣り付候間、今二三回之中には調印之都合に可及存候。御同慶之至御坐候（下略）

おわりに

本稿はなおこれに関係ある諸家の文書（例えば松方・寺島・伊藤・大隈・五代など）をも付加えるべきであるが、紙数の関係もあり、吉田の出発控を主とした（但し若干は右諸家の文書を参照した）。また既述のように石井孝前掲書が第三章のうち、吉田・エバーツ条約に第三・四節（二二五～二五六頁）をあげており、本稿では、かかる史料も残されていましたので紹介します、というところで止めておきたい。（一九九三・一稿了）

（神戸女子大学教授

）